

# 【介護保険】訪問看護利用料金表

西暦 2024 年 6 月改定

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供し、基本料金並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

## 1. 介護保険サービスを受けられる方

自己負担	1 割～3 割
毎年7月中旬に要介護・要支援の認定された方は負担割合を記した負担割合証が交付されます。(その年の8/1～翌年7/31まで適用されます) 介護保険者証等と共に必ず負担割合証を提示して下さい。	

## 2. 介護保険の訪問看護費（神戸市基本単価×10.84）

サービス内容	単位数 要介護/ 要支援	備考	1 割	2 割	3 割
※20分未満(訪問看護1)	314/303	・20分未満の利用は、週に1回は、20分以上の定期訪問看護が行われている場合に可能です。 ・夜間とは18時～22時、早朝とは6時～8時、深夜とは22時～6時です。	341/329	681/657	1022/986
※30分未満(訪問看護2)	471/451		511/489	1022/978	1532/1467
※30分以上60分未満(訪問看護3)	823/794		893/861	1785/1722	2677/2583
※60分以上90分まで(訪問看護4)	1128/1090		1223/1182	2446/2364	3669/3545
※理学療法士、作業療法士(20分)(注1)	294/284	計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。 ひと月のうち2回目以降には、早朝・夜間・深夜加算を算定しません。	319/308	638/616	957/924
早朝・夜間加算	基本単位の25%増				
深夜加算	基本料金の50%増				
* 緊急時訪問看護加算(I) 緊急時訪問	600 574	* 特別管理加算・緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算	651 623	1301 1245	1952 1867

看護加算(Ⅱ) (注2)		は、区分支給限度基準額の算定対象外となります(詳細は下記に示す)			
*★1 特別管理加算(Ⅰ)	500		542	1084	1626
★1 特別管理加算(Ⅱ)	250		271	542	813
*ターミナルケア加算(要介護のみ)	2500		2710	5420	8130
長時間訪問看護加算(1時間30分を超える) 特別管理加算対象者	300		326	651	976
★2複数名訪問加算					
30分未満	254		276	551	826
30分以上	402		436	872	1308
★3初回加算Ⅰ 初回加算Ⅱ (新規利用者 月1回)	350 300		380 326	759 651	1139 976
または退院時共同指導加算 (1回・特別管理加算2回)	600		651	1301	1952
★4看護・介護職員連携強化加算(要介護のみ)	250	271	542	813	
★5看護体制強化加算Ⅱ/予防訪問看護体制強化加算	200/100	217/109	434/217	651/326	
★6専門管理加算	250	271	542	813	
★7口腔連携強化加算	50	64	109	163	

※単位数以外に、サービス提供体制加算として、1回3単位加算します。

サービス提供体制強化加算とは：下記①～④に適合している事業所の場合に算定されます。

- ① 全ての看護師に対し、看護師ごとに研修計画を作成し、計画に沿って研修(外部における研修を含む)実施又は実施を予定していること
- ② 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定訪問看護事業所における看護師の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと
- ③ 全ての看護師等に対し、健康診断を定期的に行うこと
- ④ 看護師の総数のうち、勤続年数3年以上のものの占める割合が100分の30以上であること

(注1)理学療法士、作業療法士の訪問については、一回あたり20分訪問、1日3回以上の訪問は1回あたりの単位が90/100となります。(予防は50/100)

理学療法士、作業療法士の月の訪問回数が看護師より多い場合は1回につき8単位減算となります。

また、要支援の方で理学療法士、作業療法士の訪問が12か月を超える場合は15単位減算となります。

(注2)緊急時訪問看護加算の契約を頂く方は、24時間看護師への電話連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。

★1 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

(I)在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

(II)在宅自己腹膜灌流指導管理

・在宅血液透析指導管理

・在宅酸素療法指導管理

・在宅中心静脈栄養法指導管理

・在宅成分栄養経管栄養法指導管理

・在宅自己導尿指導管理

・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理

・在宅自己疼痛管理指導管理

・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

・人工肛門又は人工膀胱を留置している状態

・真皮を超える褥瘡の状態(MPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度、DESIGN分類D3、D4、D5)

・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

★2 複数名訪問看護の対象となるのは、下記の方でご利用者の同意を得て算定します。

① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

★3 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合

に、月1回(特別管理加算の利用者は2回まで)算定します。

初回加算(Ⅰ) 病院・診療所等から退院した日に初回の訪問を行った場合

初回加算(Ⅱ) 病院・診療所等から退院した翌日以降に初回の訪問を行った場合

★4 看護・介護職員連携強化加算:医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等を行った場合に算定します。

★5 訪問看護体制強化加算・予防体制強化加算は当訪問看護ステーションが医療ニーズの高い利用者への訪問看護体制を強化しているため算定します。

★6 特定行為研修(※)を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定します。

※ ア 気管カニューレの交換

イ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

ウ 膀胱ろうカテーテルの交換

エ 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去

オ 創傷に対する陰圧閉鎖療法

カ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整

キ 脱水症状に対する輸液による補正

★7 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、ご利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に算定します。

# 【医療保険】訪問看護利用料金表

西暦 2024 年 6 月改定

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供し、基本料金並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

## 1. 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

対象者	医療費の自己負担
・75 歳以上の方 ・65 歳～74 歳で一定程度の障害がある方 （広域連合へ申請し、認定を受けた方に限ります）	1 割・2 割・3 割（現役並み所得の方）

## 2. その他の医療保険の方

対象者	医療費の自己負担
・就学前児童	2 割
・就学児童～69 歳	3 割
・70 歳以上～75 歳未満の方 （高齢受給者証をお持ちの方）	2 割 3 割（現役並み所得の方）

上記以外の保険証をお持ちの方も、医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

## 3. 医療保険の訪問看護療養費

サービス内容	利用料	備考	1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費	5,550 円	（週 3 日目まで）	555 円	1,110 円	1,665 円
	6,550 円	（週 4 日目以降）	655 円	1,310 円	1,965 円
訪問看護管理療養費（機能強化型 1）	13,230 円	（月の初日の訪問の場合）	1,323 円	2,646 円	3,969 円
訪問看護管理療養費 1	3,000 円	（月の2日目以降の訪問）	300 円	600 円	900 円
訪問看護管理療養費 2	2,500 円		250 円	500 円	750 円
24 時間対応体制加算	イ 6,800 円 / 月	イ 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合に算定します。	680 円 / 月	1,360 円 / 月	2,040 円 / 月
	ロ 6,520 円 / 月	ロ それ以外の場合に算定します。	652 円 / 月	1,304 円 / 月	1,956 円 / 月

			休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化時に、電話で相談できる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。			
緊急時訪問看護 加算(月14日目まで)	2,650円/日		利用者の希望で診療所・在宅支援診療所の指示により緊急の訪問を行った場合に算定します。	265円	530円	795円
緊急時訪問看護 加算(月15日以降)	2,000円/日			200円	400円	600円
難病等複数回訪問看護加算 1日2回 1日3回以上	4,500円 8,000円		1日に2回または3回以上の訪問看護の加算です。	450円 800円	900円 1,600円	1,350円 2,400円
長時間訪問看護 加算(1時間30分を超える)	5,200円		特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週、15歳未満の(準)超重症児の場合は3回/週まで加算できます。	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算 乳幼児加算(厚生労働大臣が定める者)	1,300円/日 1,800円/日		※6歳の誕生日から加算は算定しません。	130円 180円	260円 360円	390円 540円
複数名訪問看護 加算 看護師と訪問 看護補助者と訪問 週1回(回数制限のない場合もある)	4,500円 3,000円		一人での看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合)に複数名で訪問します。 ① 末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方。 ② 特別指示期間中であって、指定訪問看護を受けている方。特別な管理を必要とする方	450円 300円	900円 600円	1,350円 900円

夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間とは 18 時～22 時です。 早朝とは 6 時～8 時です。	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	4,200 円	深夜とは 22 時～6 時です。	420 円	840 円	1,260 円
退院時共同指導加算	8,000 円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な相談指導を行った場合に算定します。	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算	6,000 円/ 8,400 円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院当日に看護師が訪問した場合に算定します。又長時間にわたる療養上必要な指導を行った時は 840 円となる。	600 円 / 840 円	1,200 円 / 1,680 円	1,800 円 / 2,520 円
在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	3,000 円	医療関係職種間の連携による指導等です。	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回)	2,000 円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行う場合に算定します。	200 円	400 円	600 円
特別管理加算 (Ⅰ)	5,000 円/月	(Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。	500 円 /月	1,000 円 /月	1,500 円 /月
特別管理加算 (Ⅱ)	2,500 円/月	(Ⅱ) ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理	250 円/月	500 円/月	750 円/月

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅成分栄養経管栄養法指導管理</li> <li>・在宅自己導尿指導管理</li> <li>・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理</li> <li>・在宅自己疼痛管理指導管理</li> <li>・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</li> <li>・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</li> <li>・真皮を超える褥瘡の状態 (MPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度、DESIGN 分類 D3、D4、D5)</li> <li>・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態</li> </ul>			
ターミナルケア療養費 (介護保険との通算可能)	25,000 円 /10,000 円	死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上 of ターミナルケアを行った場合に算定します。退院日の退院支援指導を含めて判断できることとなります。	2,500 円 /1,000 円	5,000 円 /2,000 円	7,500 円 /3,000 円	
悪性腫瘍利用者の緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12,900 円	専門の技術をもった看護師と同行し、より良いケアを提供します。	1,290 円	2,580 円	3,870 円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500 円	外泊中の訪問看護です。	850 円	1,700 円	2,550 円	
訪問看護情報提供療養費	1,500 円/月	在宅療養の状況を役所や病院等へ情報提供します。	150 円/月	300 円/月	450 円/月	
訪問看護医療DX 情報活用加算	50 円/月	看護師等が電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で計画的な管理を行った場合に算定します。	5 円/月	10 円/月	15 円/月	



専門管理加算	2,500 円	・特定行為研修※を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に算定します。 ※以下 ア 気管カニューレの交換 イ 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうポタンの交換 ウ 膀胱ろうカテーテルの交換 エ 褥瘡又は慢性創傷の治療における流血のない壊死組織の除去 オ 創傷に対する陰圧閉鎖療法 カ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 キ 脱水症状に対する輸液による補正	250 円	500 円	750 円
--------	---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	-------	-------

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護を利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示書が出た場合、一月につき指示の日から 14 日を限度として(但し、①気管カニューレを使用している状態、②真皮を超える褥瘡の状態の方については、月 2 回まで)訪問看護が適用となります。

## その他の利用料について

### 【運営規定】

#### 目的

通常の指定訪問看護以外の訪問看護で利用者の選定(希望)により特別の訪問看護を提供する場合の差額費用と指定訪問看護以外の実費負担を「その他の利用料」と規定する。

#### 方針

利用者の選定に基づく訪問看護等の提供であって、訪問看護ステーションの都合では行わない。訪問看護の必要性から判断し適切な対応を行う。

#### 従事者

基準以上の人員配置で、営業日外等であっても、特別な訪問看護が行える体制を整備する。

#### 内容及び利用料金

差額費用の利用料の内容及び料金、実費負担の利用料の内容及び料金は下記のとおりとし、その他の利用料として支払を受ける。

#### 1) 差額費用の利用料

- (1)日常生活上必要な物品は実費です。
- (2)訪問看護に要した交通費は実費(2km未満は無料、2km以上は400円)を徴収します。
- (3)エンゼルケア 12,000円
- (4)営業日以外の訪問(日曜・祝日等)にて、緊急訪問した場合は一日あたり3,000円。  
営業日以外で午後10時～午前7時までの緊急訪問看護料:30分あたり3,000円。
- (5)営業時間内で2時間を超える追加訪問看護料:30分あたり2,000円。

#### 自費サービスの利用料について

自費サービスの利用料は自由契約による全額自己負担となります。

訪問看護 20分	3,000円
訪問看護 30分	4,500円
訪問看護 60分	9,000円
外出の付き添い 30分	5,000円
外出の付き添い 60分	10,000円

※付き添いの際の交通費は実費で別途徴収させていただきます